

大田区景観審議会（第21回）

目 的	1. 専門部会の進捗報告 （大田区景観計画及び大田区景観まちづくり賞のスケジュール） 2. 景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について 3. 大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について			
日 時	開会 10時03分 令和8年1月16日（金） 閉会 11時41分			
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201-202会議室			
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ○ 有賀 隆 ○ 杉山朗子 ○ 濱福秀夫 欠 高栖昌昭 ○ 鈴木邦成 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ○ 大澤昭彦 ○ 二井昭佳 欠 酒井和夫 ○ 川尻幸由 ○ 中村知恵子 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 欠 押田佳子 ○ 野原 卓 ○ 柳沢重幸 ○ 小谷木英資 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 有賀 隆 ○ 杉山朗子 ○ 濱福秀夫 欠 高栖昌昭 ○ 鈴木邦成	○ 大澤昭彦 ○ 二井昭佳 欠 酒井和夫 ○ 川尻幸由 ○ 中村知恵子	欠 押田佳子 ○ 野原 卓 ○ 柳沢重幸 ○ 小谷木英資
○ 有賀 隆 ○ 杉山朗子 ○ 濱福秀夫 欠 高栖昌昭 ○ 鈴木邦成	○ 大澤昭彦 ○ 二井昭佳 欠 酒井和夫 ○ 川尻幸由 ○ 中村知恵子	欠 押田佳子 ○ 野原 卓 ○ 柳沢重幸 ○ 小谷木英資		
出 席 幹 事	まちづくり推進部長（杉山） 都市計画課長（深川） まちづくり計画調整担当課長（西山）			

傍聴者 2名

議 事	<p>報 告 (1) 専門部会の進捗報告 (大田区景観計画及び大田区景観まちづくり賞のスケジュール)</p> <p>(2) 景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について</p> <p>(3) 大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について</p> <p>事務連絡</p>
議決事項 なし	
<p>その他</p> <p>配布資料 資料 1 専門部会の進捗報告 (大田区景観計画及び大田区景観まちづくり賞のスケジュール)</p> <p>資料 2 - 1 令和 6 年度大田区景観計画の運用について</p> <p>資料 2 - 2 令和 4 ~ 6 年度大田区景観アドバイザー会議の実施について</p> <p>資料 3 大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について</p> <p>参考資料 1 令和 7 年度都市景観大賞の審査結果について</p> <p>参考資料 2 大田区景観審議会委員名簿・委員座席表</p> <p>参考資料 3 大田区景観計画及び各種ガイドライン</p> <p>※参考資料 3 は会議終了後、回収</p>	

午前10時03分開会

西山幹事 定刻を過ぎましたが、こういった状況ですので、少し遅れて開催させていただきたいと思っております。

ただいまより、第21回大田区景観審議会を開催させていただきたいと存じます。本日はお忙しい中、またこういった交通状況の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長、西山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

早速でございますけれども、まちづくり推進部、杉山よりご挨拶を申し上げます。

杉山幹事 皆さん、おはようございます。

また、年の最初ということでございますので、改めまして、明けましておめでとうでございます。昨年も大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いたします。

本日の会議もどうぞよろしくお願いたします。

冒頭、最初にご案内をさせていただきたいと思えます。都市景観大賞の受賞ということのご報告を、まず私のほうでさせていただきたいと思えます。

参考資料1でもお示しさせていただいておりますが、このたび、大変うれしく思いますが、洗足池周辺地区の景観保全の取組が、都市景観大賞の都市空間部門において特別賞を受賞させていただきました。

資料の中で書いてございますけれども、大賞にも匹敵する賞だということで、大変大きな評価をいただいているところでございます。

これもまさに地域の方々、長年にわたっての活動がこういう形で実を結んだのかなというふうに思えます。後ほど、資料についてもぜひお目通しをいただければと思えます。

また、本日の審議会もどうぞよろしくお願いたします。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

西山幹事 ありがとうございます。

それでは続きまして、令和7年度6月1日付で交代のありました

新たな区民委員のうち、前回ご欠席であった委員を改めて紹介させていただきたいのですが、小谷木委員が本日遅れていらっしゃるということでございますので、後ほどご案内させていただきます。

続きまして、審議会の公開についてご案内申し上げます。

本審議会は公開を原則としてございます。このため、議事録につきましては、区のホームページで公開となります。

議事録作成のため録音をいたしますので、ご了解いただきますよう、お願いいたします。また、議事録作成のため、質疑応答の際は初めにお名前を述べていただいた後、ご発言いただくよう、お願いいたします。

大田区では、D X化・ペーパーレス化推進の取組の一環として、タブレット端末を用いたペーパーレス会議による実施を目指してございます。段階的にペーパーレス化を進めるため、今回はタブレット端末及び紙資料の両方を用意してございます。

タブレット端末につきましては、事務局が操作する端末を同期しておりますので、自動で画面が切り替わる仕様となっております。また、拡大縮小につきましても自動で切り替わる仕様と、こちらはなってございます。

なお、タブレット端末について、資料を先読みしたい場合などは、画面上に表示されております「耳マーク」、ちょっとちっちゃいマークなのですが、こちらをタップしていただきますと、この我々事務局の同期が解除されますので、これでご自由にご覧になっていただけるような状況となってまいります。

同期解除後でございますけれども、再度事務局が操作する端末と一緒に同期を行いたいという場合は、改めてこの「耳マーク」を再びタッチいただければ、こちらのほうに同期される仕様となっております。

また、会議中、画面が動かない、資料が表示されない等、不具合ございましたら、挙手の上、事務局へお知らせいただけますと幸いです。

それでは、次第に入らせていただきます。次第をご覧ください。

配付資料につきましては、次第下部に記載の資料4点及び参考資

料3点、以上7点となっております。

参考資料3につきましては、冊子を机上に配付してございますので、ご活用いただければと存じます。ただ、冊子については、会議終了後、回収させていただきますので、その旨ご了承ください。

それでは、ここからの議事につきまして、野原会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 皆さん、おはようございます。

ちょっと今回、交通状況がこういう状況になっている中、大変だったと思いますが、お越しいただきありがとうございます。

それでは、開会に先立ち、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして事務局よりご報告よろしくをお願いいたします。

西山幹事 本日の審議会の成立につきましてご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条6項において、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席8名、このうち1名はウェブ参加となっております。そして、欠席は既に連絡をいただいております2名により、定足数を満たしてございます。

また、本日の傍聴申込みは、現時点で2名となっております。事務局としては、本日の会議内容に非公開とすべき内容は入っていないと認識してございます。

なお、本会議ですけれども、午前11時30分の閉会を想定しておりますが、有賀委員、ウェブ参加でございますけれども、所用のため、途中で退席されることをご了承ください。

また、二井委員につきましても、閉会予定時刻を超過した場合、途中退席なさるという予定でございます。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告がございましたとおり、定足数には達しているということでございますので、本審議会は成立ということになります。

ここで、第21回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

では、傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

野原会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題につきまして事務局よりご報告よろしくお願いたします。

西山幹事 本日ですけども、報告事項3件となっております。

どうぞよろしくお願いたします。

野原会長 では、皆さん、次第をご覧いただきまして、このとおり進めてまいりたいと思います。

2番、報告の一つ目、専門部会の進捗報告ということで、事務局よりご説明をよろしくお願いたします。

事務局 都市計画課計画調整担当の松山と申します。専門部会の進捗報告についてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

まず、右上に資料1と記載の資料をご覧ください。

本報告では、前回、第20回景観審議会の振り返りを行った後、現在の専門部会での議論の進捗状況及び前回お示したスケジュールの変更点を説明いたします。

まず、前回の審議会では、報告事項として①に記載されているとおり、「大田区景観計画の今後の検討事項について」では、これまでの取組の報告や今後の修正追加等に向けた検証・評価、課題整理をどのような流れで行っていくかについて示しました。

②では、「大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について」として、これまでの取組の報告や、第4回大田区景観まちづくり賞の開催を経て、今後どのような事項について検討していくかを示しました。

そして、それぞれで検討スケジュールを示したというのが前回の主な報告内容となります。

今回は、当初スケジュールで示したとおり、専門部会での審議の進捗状況を報告いたしますが、現在はまだ審議途中ということもありまして、主に前回示したスケジュールからの変更箇所についてご説明いたします。

では、次のページをご覧ください。

まず、景観計画の見直し作業における進捗状況をこちらの資料で示しております。

これまでの景観まちづくりの検証・評価や、課題整理を踏まえ、景観計画を今後、修正追加等していくのか、また、していく場合はどのような変更を行っていくかについて、最終的な方向性の決定に向けて、景観審議会専門部会で議論を行っております。

今回、この方向性の決定時期について、一部スケジュールを延期させていただきます。理由としましては、二つございます。

一つ目は、検討事項①に記載している景観まちづくりの今後の在り方の検討を進めていく上で、今後の大田区の景観まちづくりがどこを目指すべきかを改めて検討する必要があるというのが一つ。

二つ目に、②検証・評価に関して、これまで検証・評価を行う上での評価基準が明確でなく、町がどう変化したかというところを検証・評価する指標が整備されていないので、こちらを整備する必要があり、これらの検討を専門部会で行うためには時間を要するため、当初スケジュールを変更させていただきます。

1 ページ飛ぶのですが、4 ページ目をご覧ください。

こちらで今後の検討スケジュールを示しており、景観審議会と専門部会ごとに会議開催回と予定案件を記載しております。このうち、赤字で記載している部分が前回お示ししたのものから変更した箇所となっております。

当初スケジュールでは、景観審議会における景観計画の今後の方向性についての報告を令和8年度前半の審議会、第22回景観審議会で行う予定でしたが、先ほどお伝えした理由により、さらに次の第23回景観審議会での報告に変更いたします。こちらが変更点になります。

では、2 ページ目にお戻りください。

今後はこのようにスケジュールを変更した上で、継続的にこちらの検討している事項として記載の①、②、③について、専門部会で検討を引き続き行ってまいります。

それでは、その次の3 ページ目にお進みください。

こちらのページでは、大田区景観まちづくり賞について、景観賞専門部会の進捗を記載しております。

現在、既存の授賞対象のさらなる周知・活用のための取組や、景観まちづくり賞の今後の展開について、他自治体の経過の取組と比較等を行いながら検討を行っております。

また、こちらの検討している事項の③に記載されているとおり、若い世代にも興味を持ってもらうために、子供の景観教育に向けて、他部局との連携、調整というのも行っております。

景観まちづくり賞の検討に関しましては、スケジュールの変更は特になく、次回の景観審議会にて方向性をお示しする予定であり、引き続き専門部会で検討を行ってまいります。

報告1の説明は以上となります。

野原会長

ありがとうございます。

ということで、今、事務局のほうから報告1についてご説明がございました。

ちょっと補足しますと、1ページ目に前回の振り返りとあるとおり、前回、皆さんにお集まりいただいた景観審議会で、景観計画の今後の検討事項についてというのは、こちらの参考資料にございます景観計画が、当時、平成25年10月になっておりますので、2013年に策定されたということで、ちょっと1周しましたというか、一回りぐらい時間が経過しまして。

これを見直しというか、もう一回チェックしながら考えていく必要があるのではないかとということで、どういうことをやっていくかというのが、前回、一応報告があったと思うのですけれど。

これを考えていくに当たって、少し何が必要かとか、これまでの景観の取組はどう評価できるかというのを、もう少しじっくりちゃんと検証した上で見直ししたほうがいいのではないかとということで、ちょっとだけお時間をいただければというスケジュールになっているのかなというお話だったとは思いますが。

景観まちづくり賞も併せて、これも今後どうしていくかということですが、少し検討のお時間を頂戴できたらということで、端的に言いますと、一番後ろの4ページ目のスケジュールの赤い部分が

前回お示ししたものよりも後ろになっているという、そういうご報告だったかというふうに思います。

では、本件につきまして、委員の皆様からご意見やご質問等がございましたら挙手の上、ご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構です。

じゃあ、中村委員、よろしくお願ひいたします。

中 村 委 員 中村です。ありがとうございます。

ちょっと質問があります。

現時点で分かっている範囲で構わないですけど、今の3ページ目、既存授賞対象の周知・活用の取組（案）に、他部局と連携した取組とあるのですが、今、具体的にどういう形の案を検討されていますか。

野 原 会 長 事務局、お願いします。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

現在、詳細だとかはまだ明確にはお話しできないところなのですが、今、既存の取組を他部局でやっているものがございまして、そういったものに景観資源だとか、こういった景観の授賞対象を載せていって、さらに厚みを増したサービスができないかということを考えているところです。

中 村 委 員 よろしいですか。観光とか文化とかそういう方面と合わせてという理解でよろしいですか。

西 山 幹 事 さようでございます。

中 村 委 員 ありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

そうですね。景観まちづくり賞はロングスパンで見ますと、だんだん、増えたり減ったりはあるのですが、大きな流れで見ると、応募件数自身はすごく下がりぎみみたいなこともあるので。

ぜひいろんなところと連携してお互いに盛り上げられるといいと思いますので、ご指摘いただいた点も含めて、もう少し具体的に考えられるよう、よろしくお願ひいたします。

ほかはいかがでしょうか。

あまり内容に対する説明はなくて、内容をどうするかも含めて検

討していきたいといった、そういうご説明だったと思いますので。

ちょっとあまり話す内容がないかもしれないのですが、現時点で、もしくは前回も一応出た議題も含んでおりますので、何かご意見がありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから1点だけ確認ですけれど、特に景観まちづくり賞についてなんですけど、今まで4回行って、コロナ前までは基本的には2年に1回ペースぐらいで多分やっています、コロナもあってちょっといろいろあって間を空けたと思うのですけど。

今回、これをご検討されるということは、多分、次が2年後だと今年度中にもう募集をかけ始めて2年に1回のペースかなということになると思うのですけど、またこれも間を空けるご予定なのかということをご確認させてください。

西 山 幹 事

まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

会長がおっしゃるとおり、ちょうど2年スパンでこれまで行ってきたと。前は、たまたまちょっとコロナも重なって4年後という形になっていたのですけども、大体隔年でという状況ではございました。

おっしゃるとおり、今回、我々は改めて、もう一度景観計画自体をしっかりと広く見直していくということを考えていきますと、同時に景観のまちづくり賞自体ももう一度しっかりと立ち止まって、もともと考えていた狙いだとか、今後どうしていくべきなのかというところのしっかりとした取組というのももう一度見直していきたいなというふうに考えておりますので、ちょっと時間は空く可能性が非常に高いと考えてございます。

野 原 会 長

ということなので、今回のご報告だと検討のみならず、賞自体も少し後ろ倒しになる可能性もあるというご説明でございました。

一応それも含めて申し上げますと、第4回ですか。結構、区報に載せていただいて、1面に。結構それがメディアとしてはかなり効いていて、今まであまりそういう形で認知されていなかったところが、以前に比べると景観賞が認知される状態になったのかなという気もしまして。

ちょっと熱いうちにといたらあれなのですが、それがまた延

期することで火が消えないようにするためには、賞そのものは後ろでも構わないかと思うのですが、何らかの形でそういう周知施策や取組みたいなのを継続できると、そういうところがまた火が消えないのかなと思うのですが、その辺りはいかがですか。

西山幹事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

先ほどの資料3ページ目を改めて少しご覧ください。

こういった左側の①と書いてあるところでも、パネル展の実施なども過去やってございまして、こういった区における景観の取組というのを何かしらの形でこういう周知、間をつなぐという意味ではなくて、皆さんに知っていただくという意味でもこういったことも今検討しているところでございますので。

賞だけに限らずに、もっと言うと賞の在り方自体も含めて、改めて確認しながら、しっかりと区取組というのをアピールしていきたいというふうに考えております。

野原会長 ありがとうございます。

いろいろメディアはもっと、SNSやホームページとかそういうものもありますし、何かいろんな媒体があると思いますし、もうちょっとソフトの取組で何かやっていくとか、いろんなことがあると思いますので、その辺も含めてご検討いただくといいかなと思います。

じゃあ、すみません、大澤委員、よろしく申し上げます。

大澤委員 大澤です。

今の景観まちづくり賞の件なのですが、実際、部会のほうで出てきている話として、次の賞まではちょっと時間がかかるだろうということではあるのですが、それまでの間に、例えば今まで4回、いわゆる授賞対象がたくさん出てきているわけですので。

それを実際に所有されている方であるとか、そうした方のお話をしっかりと丁寧に聞いて、その建物の景観資源の魅力であるとか、あと景観まちづくり賞を受賞したことによってどういうふうな反響があったとか。

そのようなことをすくい上げて、それを周知するということが必要なんじゃないかということが部会では出ていましたので、それについて今、事務局としてどのように捉えていらっしゃるのかを聞か

せていただけますか。

西山幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山でございます。

今、副会長におっしゃっていただきましたとおり、そういったこれまでの受賞の方に対するお声を伺う、その後の決意と申しますか、そういった点も含めてお伺いするというのも一つの重要な今後の資料、資源になってまいりますので。

今いただいたアドバイスを基に、我々事務局としてもどういった形で今後この賞自体を運営していくか、あるいは広報していくかというのをしっかりと検討していきたいと考えております。

貴重なご意見をありがとうございます。

大澤委員 あとは先ほども課長のほうからもお話がありましたけど、そもそも景観まちづくり賞の目的、何を何のために賞を行っていくのかというところはぜひ検討していただきたいと思っております。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

景観計画も景観まちづくり賞も両方ですけど、少し検討して、方向性をちゃんと見定めたいということですので、そういう形でもしよろしければ、スケジュールを少し延長しながらじっくりとやりたいということかなと思います。

では、ご意見がないようですので、一応、報告事項1については以上ということにはさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

続きまして、報告事項2ですね。景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議についてということで、こちらを事務局よりご説明のほど、よろしく願いいたします。

事務局 都市計画課計画調整担当の松山です。景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議についてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

本報告では、右上に資料2-1及び資料2-2と記載の資料を用いて説明させていただきます。

まずは、資料2-1のほうをご覧ください。

まず、令和6年度の景観計画の運用について、当資料は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの届出件数などを集計したものでございます。

上段で、景観形成重点地区ごと、下段で市街地類型ごとの各件数及び合計件数を基に記載しており、合計件数の括弧内で記載しているものが令和5年度の件数となります。

景観形成重点地区の合計件数としましては、大田区景観条例に基づく事前協議が77件、届出70件、通知5件、変更届19件、完了47件。市街地類型の合計件数としましては、事前協議が155件、届出142件、通知13件、変更届出46件、完了100件となっております。

基本的には令和5年度と同等の件数でございましたが、重点地区の事前協議や届出件数が比較的增加しております。

当資料には、地区ごとの令和5年度件数を掲載しておりませんが、国分寺街線景観形成重点地区と洗足池景観形成重点地区において特に件数の増加が見られております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

こちらの資料には、令和4年度から令和6年度の大田区景観アドバイザー会議の実施について記載しております。

景観アドバイザー会議では、対象案件の色彩や植栽計画などについて各専門分野の視点から助言提案を行っております。

景観アドバイザー会議の委員の構成としましては、外構計画、都市計画、色彩計画の各1名ずつの計3名で構成されており、会議を実施する案件としましては、公共施設及び特定大規模建築物が該当しております。

資料中央の表に、令和4・5・6年度の3か年の案件数を、大田区施設、その他公共施設、民間施設、その他としてまとめており、こちらのその他というのは、現地視察や勉強会などの実施となります。3か年で計49回開催しており、合計102件の案件を取り扱いました。

続いて、件数の次に実際の会議におけるアドバイス事項例をまとめておりまして、各専門分野の視点から意匠・色彩、公共性・公開性、それから緑化・植栽計画などについて事業者等へ助言を行いま

した。

具体的な助言例を紹介させていただきます。詳細な情報は控えさせていただきますが、大田区内の学校の改築工事の計画について景観アドバイザー会議に審議したときの事例となります。

当初案の外壁の色彩について、黒色が多用されておりモダン感が強く、周辺環境との調和というところを考慮すると少し浮いてしまう可能性があったというところで、一部色彩を変更することを勧める旨の助言を行いました。

また、助言例2として記載されているとおり、植栽計画についても、樹木の成長による影響を考慮して、一部樹木について樹種を変更すべきというような助言を行い、この二つとも実際にその後の計画に反映されました。

今後、このような事例を蓄積いたしまして、私どものスキルアップも含めて、今後の景観誘導に活用していきたいと思っております。

また一方で、建築等の計画に対して、ある程度決定されてから助言等を行っているという現状がありまして、この関わっていくタイミングについては引き続き検討が必要な課題であると把握しており、今後の景観計画の修正追加作業と併せて検討してまいりたいと考えております。

報告2の説明は以上でございます。

野原会長

ありがとうございます。

ただいま、報告事項2について説明いただきました。

こちらにつきましても、まさに景観計画の運用についてというのが今後の景観計画の見直しにも大きく関係してくると思いますし、その先のアドバイザー会議で、景観アドバイザーでおられる専門の方々3名にいろんなご検討を具体的にさせていただきながら改善、協議を図っていただいているということですので。

この辺りの効果みたいなものが実際、景観計画がどう運用されたかということにも反映されてくるのかなと思いますので、先ほどの景観計画の見直しにもかかる内容かなと思います。

では、こちらにつきましてご質問、ご意見等がございましたら、こちらもどなたからでも結構ですので、挙手の上、ご発言をお願い

したいと思います。いかがでしょうか。

川尻委員、よろしくお願いします。

川 尻 委 員 川尻です。

ちょっと質問なのですが、これは景観計画運用の話とアドバイザー会議の対象ですか。これは何かリンクしているんですしたっけ。

野 原 会 長 いかがでしょうか。質問がなかったら私が聞こうと思っていたのですけど。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

基本的には一定規模以上のものを今回の景観計画届出等で行っていただいております。

その中でも、この景観アドバイザー会議に対して入っていただくものに関しましては、いわゆる公共施設や特定大規模建築物と呼ばれるもの、例えば高さ45メートル以上の建物だとか、延べ面積1万平米以上の建物、こういったものは景観アドバイザーに係る案件として運用してございます。

川 尻 委 員 ということは、届出の中からそういった選別というかをしているということですか。

西 山 幹 事 基本的にはそのような運用をしてございます。

川 尻 委 員 もう一つあるのですが、これはちょっとできるのかどうか分からないのですが、この運用についてなんですけれども、件数は分かったのですが、どういう内容なのか、分類的なものがあると、建物なのか緑なのか。

ちょっとこれだけだと何だか内容が分からないので、具体的なベースは難しいと思うのですが、何かそういう分類的なことを何かやっていただくともうちょっと分かりやすくなるのかなと、できましたらということなのですが。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

今、委員がお話しのとおり、基本的には建物がほとんどでございますので、ただ、ちょっとなかなか個別の案件のものをお出しするのはちょっと難しいところがございますので。

もう少し精査しまして、きちんと出せる分類を確認して、できるようであれば工夫していきたいと考えております。

ありがとうございます。

川尻委員 分かりました。どうも。

野原会長 ありがとうございます。

今、1点目の件に関して資料2-1と資料2-2がございまして、資料2-2を先に見ますと、令和6年度が一番右側に書いてあって、セルの上にあります恐らくですけど、景観計画の運用についてというのは、公共施設は入っていないですね。

なので、上の大田区施設12件、その他公共施設6件というのは、この左側の届出通知等のほうに多分入っていないくて、民間8件というのが多分、場合としてはこの左側の届出のどこかからきていると思うんですけど。

どこから、要はアドバイザー会議にかかる、かからないというのは何で区切られているのかがちょっと分からないんですけど、規模要件で区切られているという理解ですか。

西山幹事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

先ほど申し上げたとおり、公共施設は一律、民間の施設に関しましては特定大規模建築物、これがかかるということでございまして、その特定大規模建築物は高さ45メートル以上、または延べ面積が1万平米以上の建築物というふうに定義してございます。

野原会長 事前協議か、届出までいってなくても、届出でこうなっている中から大規模建築物だけが選ばれてアドバイザー会議にかかっていると、そういうことですか。

西山幹事 さようでございます。

野原会長 一応、そういうことだそうでございます。

それもだから、それで効果的なのかというのは、まさに今後の検証というか、大規模物件だけ景観アドバイザー会議にかければいいのかとか、逆にむしろ小さいものこそアドバイザー会議にかけたほうが効果的に景観を反映できるという可能性もあったりすると思うので、まさにここの検証が今後求められているのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

西山幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山でございます。

会長のおっしゃるとおり、確かに景観というのは総体として見る

ものでありますけども、一つ一つの建築物がどのような様相を呈するかというのが非常に大きなポイントになってくる。

それらが一つの風景となって景観を醸し出すとといいますか、そういったものだと私どもは捉えてございますので、1件1件、全てできればいいところもありますし、それがまた事業者様にとっても非常に負担になるポイントでもありますので。

その点もししっかりと見極めながら、ただ、やはり我々が狙う効果というのもきちんと発揮したいと思っておりますので、その辺りもしっかりと検証したいと考えております。

野原会長 ありがとうございます。

絞っていけないというわけではなくて、絞る要件を特定大規模建築物だけにするのがいいのかという、そういう議論だと思っておりますので、その点もお願いします。

ちなみに、景観計画というのが、参考資料として皆さんにお配りされていまして、その中に景観重点地区というのが107ページ以降に記されていまして、ここに順番に並んでいるのですが、上から空港臨海部、1個飛ばして多摩川、呑川は多分、規模で要件が設定されていまして、なので全部じゃないのですね。何平米以上とかというのが決められているので、小さい物件は当たらないのですが。

逆に、国分寺崖線と洗足池と大森八景坂もそうでしたっけ。大森八景坂のものがここにまだ入っていないので、できたばかりでまだここに記載されていないのですが、これらに関しましては、中にある全ての建築物が対象に多分なっているのです。

そういう意味で、洗足とか国分寺崖線はほかの地区に比べても件数が多めになっているのではないかなというふうに思います。そういう感じでご覧いただくと、この表も見やすいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

杉山委員、よろしく申し上げます。

杉山委員 杉山でございます。

資料2-1の表を拝見すると、景観形成重点地区で届出が33件なのですが、完了が19件とすごい数字が小さくなっているのですね。というのは、国分寺崖線では事前協議はするけど完了していないと

いか、そういう数値になってしまっているのか、何かちょっと。

というのも、国分寺崖線は小さいものでも検討しなきゃいけないようになっているので、そここのところがあんまりうるさ過ぎて、所有者たちが大変苦勞しているということなのかなというような。

例えばですけど、景観形成重点地区の内容というのをやっぱり見直した方がいいのかとか、そういう数字なのかというのが一つ。

ごめんなさい、また下のほうで市街地類型というところで、住工調和というところなのですが、事前協議は30件なのですが、届出が22件、届出しないということなのですかという、これも何か、何でしょう、大変難しい案件というか、そういうことなのかなと。

この数字が何か着々となっていればいいのですが、ちょっとこの2か所の割合数値がぐんと違っていたりするので、そういうのはどうということなのか少し教えておいていただきたい。

今後の検討内容ということなのですが、検討しておいたほうがいいかどうかということのためにお聞きした次第です。

野原会長 ありがとうございます。

今のご質問にお答えいただく前に、この表の見方というのですかね。上の事前協議、届出、通知、変更届出、完了というのは何を表しているかをご説明していただいた上で、ちょっと今のご質問にお答えいただけるといいかなと思います。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

今、この表に関しましては、まず今回の手続、景観計画における手続に関しましては、大きく事業者様におかれましてやっていたいことが、左側二つの事前協議と届出、それぞれ一連の流れの中で二つの行為を行っていただいております。

通知というのは我々のほうから協議が完了しましたとか、そういったものをお出ししているものでございまして、次の変更届出というのは書いて字のごとく、その計画自体に変更の届出があったものを数値として記載しております。完了に関しましては、ホテルの建物を竣工して完了届が出てきた時点の数字を書いてございます。

表の見方が分かりにくくて大変恐縮でございます。次はちょっときちんと判例等を表記していきたいと考えております。

野原会長 例えですけれど、事前協議して届出になっていないというのは、令和5年度の間届出まで至らなかったということを表しているということですかね。もしくはやめちゃったと言われたのですか。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

これに関しては、この瞬間、最後のこの年度の瞬間を切り取っているものでございまして、継続して行っている途中のものも全て行っていますので。

一例でございますけれども、事前協議をやって届けているけども、まだ届出にまで至っていないものはこの数字が載ってきていないので、最終的にはきちんと委員がご心配のお話にならないようにきちんと指導をしておりますので、そういった形では最終的には完了に向けてこの数が合ってくるというのが前提でございます。

野原会長 じゃあ、届出をしたら、本来は届出の数に合わせて通知か変更届か、通知というのは、要はそのままですみたいなもので、変更届は、まさに変更していただいて、もう一回届出を出し直していただいたものだから、2個足したら届出の数に大体年度を超えればなるということですかね。

事務局 すみません、都市計画課の後藤と申します。

表の一番上の段に書いてある用語の解説のほうをちょっとさせていただければと思うのですけれども。

まず、事前協議というものは、大田区の景観条例というルールに基づきまして、事業者の方々に実際に、例えば建物を建てる前にご相談をいただくというような行為のことを大田区では事前協議と呼んでおります。

次に、届出につきましては、今度、景観法という国の法律、こちらに基づいて実際に今後、工事をしていきますよという行為を区のほうに届出していただくということを意味しております。

通知につきましては、ちょっとこちらは分かりづらいのですけれども、民間事業者の方々が何かを行うということではなくて、国ですとか地方公共団体が大田区内において建築行為等を行う場合に、大田区のほうに届出をしていただくことを通知と呼んでおりますので、ここがかなりほかの分類と比べて件数が少なくなっている理由

になっております。

変更届については、二つ目の届出、民間事業者の方々が事前に届出をした内容を変更した場合、この変更届というものを出していただいております。

最後、完了については、実際に事前協議ですとか届出を行っていた内容が完了しましたよという報告ということをしております。

以上になります。

野原会長　　ここでずっとこだわっていてすみませんが、ということは、通知だけは公共施設ということですか。

西山幹事　　担当課長、西山でございます。すみません、先ほどの説明に少し一部間違いがありまして大変申し訳ありません。

通知というのは、いわゆる公共の届出の行為のことを指します。

野原会長　　だけど、公共施設に関しては届出するのか、しないのか。

西山幹事　　そのように届出する。

野原会長　　左側の件数に入っていないのではないかと思ったのですが、どうなのかなと。

西山幹事　　別物として扱っておりますので、左側の届出等には含めておりません。

野原会長　　ないのですね。その辺がこの表を全部並んで見ちゃうと分からなくなってしまうので、別立てして書いておいてもらったほうが本当はよかったかなと思うのですが、入っていないのですよね。

だけど完了には入っているのですか。完了側には入ってくるみたいになっちゃうので、何か解説がどこかに書いてあるといいと思いますので。

今回はあれですけど、一応そういう数字だったので、真ん中の三つ目というのは少し特別で、アドバイザー会議でいうところの大田区施設及びその他公共施設の欄に入る案件になりますかね。

なので、民間さんの建築行為に関しては通知以外のところをちょっとご覧いただいて、このぐらゐの状況になっているかなというのが把握できる、そういう表だということかと思っております。

それで、杉山先生のご質問はこれで大丈夫でしたっけ。

杉山委員 大丈夫です。違うのだなという感じで。
完了が竣工だという、それは長いですものね、やっぱりね。

野原会長 ちょっとリンクしていないですね。

杉山委員 リンクしていないですね。
分かりました。ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。
小谷木委員、よろしくお願ひします。もしよろしかったら、自己紹介を。

西山幹事 すみません、会議の途中でございますけども、令和7年6月1日付で交代のありました新たな区民委員のうち、前回ご欠席であった委員を改めてご紹介をさせていただきたいと思っております。
小谷木委員、どうぞよろしくお願ひします。

小谷木委員 小谷木と申します。大学院で都市計画を勉強しています。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。
質問なのですが、先ほどのご説明の中で関わっていくタイミングを今後見直していきたいというお話がありました。
そのタイミングについてどのようなものを検討されているのかなという質問で、この配付されている青い冊子の38ページですかね、にちょうど先ほどあった事前協議とか届出とかを分かりやすく規定されていると思うのですが。
その関わっていくタイミングは、上で言うところの大田区景観条例に基づく手続の60日または90日というところを変更していくというお考えなのか、それともその上の事前相談の部分を今後手厚くしていくというお考えなのか、あるいはその両方なのかという点についてお伺いできればと思っております。
以上です。

西山幹事 担当課長の西山でございます。
今のお話の一番のポイントは、38ページの表の一番下のほうに確認申請・許可申請等から遡った日付の設定を距離としているというところでございます。
実際、あまり早過ぎても、計画自体が景観として協議ができないような状況というのがまますみ見受けられるところでございます、し

かも案件ごとに、非常に大規模なものであればもっともっと前に協議しなきゃいけないのではないかとか。

あるいは、小さければ当然ぎりぎりでもある程度いけるのではないかとかそういった話もございまして、非常に難しいポイントでございまして。

なので、改めて景観計画で何を狙っていくかというところをやはりきちんと定めないと、どれぐらい遡って協議をお願いしていくかというのもまだまだ見えてこないところがございますので、やっぱり根本から今ちょっと見ているのが現状でございます。

小谷木委員 分かりました。ありがとうございます。

となりますと、場合によっては、景観条例のほうをちょっと変えるといいますか、条例あるいは規則のほうで議会あるいは区長のほうに稟議を図るといった言い方が合っているのか分かりませんが、そういったことの変更も視野に入れているというような感じでしょうか。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

委員のおっしゃるとおり、ケースによってはそういう可能性もゼロではないと思います。

小谷木委員 分かりました。ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

今のページでいうと、38ページの真ん中の景観条例のところに、いつやるかというのが申請から60日または90日となっているのですが、これが適切かという話にはなるとは思うのですが。

直感的には難しそうというか、前にも後ろにも結構大変なので難しそうだなとは思いますが、そういうのも含めた検討を今されているということですね。ということでございました。

じゃあ、二井委員、よろしく申し上げます。

二井委員 二井です。

資料2-1でちょっとお伺いしたいのですが、これまで結構な数の事前協議をやられてきていて、例えば景観形成重点地区で協議する中で、どのぐらい対応してもらっているのか。

あるいは対応してもらえないような場合というのがどのぐらいの

頻度で出てきているのかみたいなどころ、つまり運用の個数としては分かるのですけれども、運用上、どういう課題があるのかなというところが、もし今ちょっとお話いただけるようであればちょっとお伺いしたいですし、難しいようであれば、部会とかのほうでその辺のお話をちょっと聞かせていただきたいなと思ったのですけど。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

ちょっと具体の話をちょっとなかなか今この場で述べるのは難しいところではあるのですけども。

一例として、やはりアドバイザーの方から、それぞれのアドバイザーさん3名の専門分野の方に参加していただいております、それぞれ外構計画、それから都市計画、色彩計画、それぞれの専門家の方からアドバイスをいただくような体制を取っております。

今、三つの視点から様々なご意見をいただいている中で、例えば色に関しても周囲との調和、あるいは植栽に関しましてもこの場所で適切に成長できるような樹木を選ばれているかだとか。

そういったところも含めてアドバイスをいただいて、状況によっては、変更をその後なされているというケースも見受けられてございます。

ただ、ちょっとすみません、一律に比率としてだとか数というのをちょっと申し上げるのは、後ほどまた別の機会でご報告させていただければと思っております。

二井委員 ありがとうございます。

すみません、今伺ったのは、むしろ景観計画の運用のほうで、アドバイザーを使わないほうも77件ある。

例えば景観形成重点地区で出てきて、これの多くは多分、区の担当者が対応しているのかなと思うのですけども、そういったときにそもそもどういう、ほとんど合致したような状態で申請がされてくるものなのか。

そうじゃないものが、例えば結構多くを占めていて、そのやり取りにいつもかなりの時間を割いているような状況なのかみたいなのが分かればと思います。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

傾向という話でお話しさせていただきたいと思うのですが、やはり色彩基準に関しましてはしっかりと数字だとかも明記しておりますので、基本的にはお守りいただいておりますというのが基本的な状況でございます。

ただ、一方で、各重点地区や市街地類型等を定めておりますとおり、景観形成基準というのがございます。例えば、今冊子としてお配りしている中の42ページ、43ページなどを少しご覧いただければと思います。

ここでは景観形成基準の適用イメージというのがございます、例えばこの左下、もう1ページ、ごめんなさい。41ページのほうがよろしいですかね、すみません。

41ページの右下の表や何かが、いわゆる建築物に対しての設計上の配慮をお願いしている事項でございます。

こういった事項に関しまして、やはり窓口から各設計者さんとか事業者さんに対して、この配慮事項に対してどのような工夫をされていますかというのをこちらのほうから書いていただいたりして、届出等をいただいている状況でございます。

なかなか、何といいますか、計画と書いていただいている内容と少し乖離が見られるようであれば、少しそういった形で指導させていただくということはあるというふうに考えております。

二 井 委 員 分かりました。結構数もあるので、運用しやすいように、ただ色彩みたいに数字が出ていて、数字を書いて出してくるというふうになると、これは判断もしやすいじゃないですか。

例えば川とかのところからの見え方を配慮してほしいみたいなものに対して、そういうことが書いてあるパースの提出があれば、ちょっと協議しやすい形に見直すときに、ちょっと景観計画の見直す視点というのが得られるといいのかなというふうに思いました。

もう一ついいですか。

もう一つが、資料2-2のほうなのですが、先ほど小谷木委員がご質問された点は非常に重要な点で、民間の建物に関してはなかなか現実、期間としては難しいところがあると思うのですが。

例えば大田区の施設ですとか、そういったものについては、確認

申請とかという期間を除いて早い段階でやっぱり協議をするという、正直、確認申請から遡った60日前の協議というのはほぼほぼ変更はもうできないというような状態だと思うのですね。

なので、こういう公共施設で、特に区の施設のようなものであれば、早い段階からいわゆる設計図面が出来上がったタイミングでというよりは、これから例えば検討を開始するようなタイミングで、どういうことを考えて計画していくのがいいのかみたいな協議をやったり挟んでいくというのが、設計者とか区の担当者にとってもやりやすいと思います。そういったこともちょっと今後検討していただければなというふうに思います。

以上です。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

二井委員の非常に重要なご指摘、どうもありがとうございます。

公共施設に関しましては、当然のことながらこの景観計画を遵守しているというのが大前提でございますけども。

よりよい景観形成という意味では、さらにこういったアドバイザーの方のお力だとか、さらなる上流の部分での計画の方向性みたいなものにちょっとコミットできるかどうかということも含めて、しっかりと検討していきたいと考えております。

野原会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

じゃあ、大澤委員、よろしくお願いします。

大澤委員 すみません、幾つかあるのですけれども。

まず一つ目が、資料2-1の運用についてなんですけど、件数が書いてあって、大体この十数年この件数のみが出てきている印象なのですけれども、まず件数についても、もっといろんなデータの出し方があるのではないかなと思っていまして、例えば建物の用途とか規模とか、住環境保全とか市街地類型にしてもどの場所なのかであるとか、その辺りをもう少しどういう傾向にあるのかということではできるのではないかなと思うのですよね、マクロ的な観点と。というのがまず一つ目です。

二つ目が、先ほど二井委員の話とも重なるかもしれないですけど

も、例えば事前協議の内容がどの程度記録されているのかが気になるのですけれども、もちろん件数も多いので、詳細なところまではできないかもしれないけど、ただ実際出てきた案件対して、こういう点が課題だったとか、こういう創意工夫は、例えば今後の景観計画の改定であるとかガイドラインの改定に生かせるのではないかとか。

何かそうしたその場で担当者が感じたことであるとか問題点であるとか、そういうものは記録しておいたほうが後々のレビューにも生かせるのではないかなと思うのですよね。

まずその2点について、ちょっと聞かせていただけますか。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

まず1点目、確かにこの集計の仕方に関しましては、狙う情報にもよりますけれども、確かに用途規模等、記録が残っているものに関しましては集計等が可能かと思えますので、狙うものに対してしっかりとした分類というのを心がけていきたいというふうに考えております。

2点目に関しましては、実際は窓口で指導しているタイミングで、やはり指導上、なかなか難しい問題点というのも、その都度出てくるタイミングがございます。

そのときは課内でも、あるいは部内でも共有して、課題に対してクリアしていくということは当然やる動きをしてございますので。

ただ、記録に関しましては、確かに副会長のおっしゃるとおり、詳細にというのはなかなか難しいところでございますし、一点一点どこまで取れているかというのもありますので、この後の窓口の対応の仕方に少し検討のほうに入りたいというふうに考えております。

大澤委員 2点目に関しては、やはり何か様式みたいなものをつくったほうが私はいいと思えます。

詳細に書き込む案件もあれば、そんなに書かない案件も出てくるのは当然だと思いますので、だからその都度ばらばらの書類で、結局散逸してしまうみたいなことが一番よろしくないのかなと思っていきますので、そこはお願いします。

あともうちょっとあるのですけれども、この資料2-2に関してな

んですが、先ほど会長から話があった景観アドバイザー会議を実施するものに関しては、今は規模で決めているという話だったので。

さっきの景観計画の38ページのフローを拝見すると、特定大規模建築物以外に関しては、必要に応じて景観アドバイザーへの意見聴取と一応書いてはあるのですよね。ただ、今現在の運用としては規模で切っていますよと。

ですので、先ほどの会長のご指摘というのは、必要に応じてというのがどういう場合なのかということをもうちょっと検討できるように、運用はもう十数年やっていますので、こういう場合は景観アドバイザーに意見聴取することが考えられるのではないかと。

その条件をもう少し考えられたほうがいいのかというふうに感じました。

それと、あとは二井委員のおっしゃっていた公共施設に関する手続きで、先ほど38ページだと民間ですね、完全に、事前協議です。公共施設のフローというか手続きに関して、景観計画の中に書き込まなくていいのだろうかというふうに思ったのですが、そこはいかがでしょう。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

2点頂戴しました。

1点目、アドバイザー会議にかける要件というところでございますけれども、非常にこれは先ほど申し上げたように難しいポイントでございます。

改めて今、公共施設をどうなんだという話も当然ございますけれども、民間施設も様々でございます、この計画書をもう少ししっかりと、歯切れが悪くて非常に恐縮なのですけれども、要件は考えていけないといけないかなとは思っています。

ただ一方で、本当にこの一粒一粒に全てという、規模で切ってしまうと、本当にまた手続き自体も滞ってしまう可能性も非常に高いところでございますので、この先の専門部会でも様々な先生方のご意見も頂戴しながら検討していきたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、公共に対する手続きに関しましては、

確かに現状、今、明記しているものはございません。

ただ一方で、先ほど申し上げたように、上流でもうちょっと検討できるようなことも考えていかなきゃいけない一方で、なかなか住民の方々と、地域の方々と建物を計画してご説明していく際でも、相当最初の段階から入っているというところもありますので。

その辺りの地域との協働の兼ね合いも含めて、景観計画がどのように生きていけるのか、あるいは生かしていけるのかというのをきちんと見定めた上で、フローというの、明示するかどうかはちょっとまたありますけども、その辺りはしっかりと考えていきたいと思っております。

大澤委員 二つ目のフローとして明示することは、私はいいと思うのですが、少なくとも早い段階から公共施設に関しても協議を行ったり、内部での協議であるとか、アドバイザー会議にかけるであるとか、少なくとも何か多少明文化したほうがいいのかなとは思っています。

そのやり方は今後検討されると思うのですが、1件目の話で、すみません。何の話をお私、していましたっけ。

西山幹事 アドバイザーの要件。

大澤委員 アドバイザーにかける要件なのですが、かける要件もこれはかけておいたほうがよかったなというケースが今まであったのではないかなと思うのですよ。そういうケースからこういう場合にはかけたほうがいいねと。

だから、あらかじめこういうケースにかけますということは書きにくいかもしれないけど、こういう何らかの案件に関してはかけたほうがいいなというタイミングがまた出てくるのではないかなと思うので、そのためにも、やはり記録をしっかりと書いて共有しておくということが大事なかなと思ったのですけど。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

最後のアドバイザーにかける要件のところにつきましては、今のお話をお伺いして、確かに、反省とは言わないですけども、今後の景観計画をどのように動かしていくかという意味の中でも非常に重要な評価のポイントかなと感じましたので、窓口の職員等も含めて聞き取り等をして確認していきたいというふうに思っております。

大澤委員 ありがとうございます。

野原会長 そろそろお時間ですので、短めにお願いできればと思います。

二井委員 資料2-2の景観アドバイザー会議を実施する案件規模に公共施設と書いてありますけど、これは正確に言うと建築物です。

公共施設の中で橋梁が含まれるかもしれないけど、例えば駅前広場とか、かなりそこまででないものもあるのかなというふうな感覚を持っているということと。

それから今、このアドバイス事項を見ると、建築の意匠に関するものが比較的多い割には、アドバイザーの構成が建築の意匠の人が入っていないくてこれでいいのだろうかというようなことですか。

あるいは今後多分、公共の中でも土木的なものも扱うみたいなことを考えていこうとしたときには、土木に関することが分かるアドバイスを入れるみたいな、ちょっとこれも少し今日どうのこうのことではないのですけれども、この景観計画の見直しの際にちょっとご検討いただきたいなというふうに思っていたところです。

以上です。

西山幹事 担当課長の西山でございます。

改めまして、先ほどのお話、2点あったかと思えます。1点目に関しましては、もう既に、公共におきましては橋梁等も含むものと思っているところでございます。

二井委員 例えば、駅前広場とかは含まれるか。

西山幹事 広場に関しましては……。

杉山委員 入っていないのですよね。

二井委員 入っていないと思います。うたっているのは橋梁に限定されていると。

西山幹事 すみません、非常に難しい説明、分かりにくい説明になってしまうのですが、基本的には公共というのはかける必要、本来、我々は定めていないのですが、区として、区の取組姿勢として基本的には極力かけていくというのがスタンスでございます。

なので、建築に関してはしっかりとかけておりますし、そういった土木の分野に関しましても、やはり構造物としてしっかりと目立つものだとか、そういったものは現状かけておりますが、委員のお

っしやるように広場に関しては、私が記憶する限りでは現状ないかなというふうには考えております。

2点目に関しましては、アドバイザーの構成員に関しましても改めて内部でしっかりと話をしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

野原会長

ありがとうございます。

そろそろお時間も来ていますので、もしよろしければまとめさせていただきたいと思えますけど、よろしいですかね。

そうですね。ちょっとたくさんご意見をいただきまして、要はやはり先ほどの報告1にも関わるといえるか、今回、見直しをかけるので、ちゃんと評価検証するに当たってちゃんとデータを見ないと、データ自身がちゃんとしていないと見直し、検証もできないということだと思えますので。

例えば資料2-1に関しましては、やっぱりアドバイザー会議にかかっている民間の件数が8件とか10件とかなのに関して、ここを足したら二百三、四十件あるわけですので。

そちらの資料2-2と同じように、どんな事項が出てきて、どういうところが課題だったかという中身がちょっと分からないと、数字だけじゃ分かりませんよと多分ご指摘をいただいていると思えますので。

今後ちょっと専門部会等で検討もあるということですので、そちらも含めて、今までの事前協議がどうだったのかというのを少し検証していただくということかなと。

あとは、先ほどの記録の話もありましたけど、まさに大田区さんはDX化も図られているということなので、それこそフォームみたいなのをつくれば、自動的に勝手にまとめてくれますので、簡単にできることというのもできるのかなと思えますので、その辺もDX化も含めて入れていただければいいのかなと思えました。

2個目の2-2の件に関しましても、ちょっとこれも内容が、助言例1・2もこれだけ見ても何もほとんど分からないですので。

やはり具体的な、案件が具体的じゃなくて結構ですので、状況といえるか、どのような状況においてどういう議論がされたのかという

のがちょっと分かるような情報もやりながら。

そもそもアドバイザーの構成とか、そういうのも今後見直す必要があるのではないかというご意見もありましたので、ちょっとアドバイザーの仕組みについて見直し、検証いただければいいのかなと思いますし。

公共施設に関しましては、長くからやっている私の身からすると、ずっと公共施設ガイドラインが塩漬けでございますので。

その辺りも含めて、やはりどうしていくかというのを、ちょっと10年以上そろそろたっている気もするので、どうしていくかということは検討いただくのがいいかなと思います。

その辺りも含めて、少し見直し評価の際にそういう情報も入れながらやっていただけるといいのかなと思います。

ということで、ちょっとすみません。なかなかこちらのオペレーションがうまくいかなくて長い時間を要しましたけれど、一応、報告事項2に関しては以上というふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、報告事項3になります。大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況についてということで、こちらも事務局のほうからご説明よろしくをお願いします。

深川幹事 都市計画課長の深川です。私からは、大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について報告させていただきます。

こちらについては、景観審議会での法定協議ではないので、審議ということじゃなくて報告という形で説明させていただきます。

現在、今年度末の国への新認定申請に向けて策定作業を進めております。

資料の頭のところで、QRコードをつけてございますが、そちらはスマホ等で読み込んでいただきますと本編が見られるのですが、今、私の手元に草案を印刷したものが1個あるのですが。

1センチぐらいある、このぐらいのボリュームのある資料となっておりますので、ペーパーレスの観点からちょっと配付のほうは控えさせていただきます。

めくっていただきまして資料の2ページ、項番の5のところを飛

びますけれども、こちらに現在候補となっている歴史的風致の7個の項目を挙げております。

この検討に向けては、これまで国と協議を重ね、いろいろやり取りをしている中でこの七つに絞られてございます。

この計画のポイントは、50年以上の建造物、建物や石碑やそれから構造物、それとそこの場所で行われている様々な活動が、それも50年以上なのですけれども、あるものが歴史的風致の候補となっております。

その活動などをいろいろ証明する文献ですとか活動の記録、そういったものを照らし合わせながら、国との協議で現在この7個になっています。

簡単に説明しますと、池上本門寺の日蓮信仰に見る歴史的風致ということで、本門寺の五重塔や宝塔、大石寺などが該当してございます。

2番目の四季を彩るというところでは、区内の様々な活動があるのですけれども、①から⑧まで書いていますが、そういった様々な活動を一つ一つではなくて、四季を彩るというテーマでくくりまして、この全体を一つの歴史的風致と捉えてございます。

また、3番は銭湯の文化、4番は洗足池公園、5番が大森貝塚、6番が海苔、また7番は馬込文士村ということで、現在進めてございます。

2ページの右側のほうは各項目についていろいろ記載しております。本当はゆっくりお話ししたいのですが、お時間の都合もありますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

この7個の歴史的風致で今回認定を目指していくのですけれども、大田区内には、建造物や区民の皆様の活動は決してこの7個だけではございませんので、私たちとしましてはまずこれは創刊号と捉えておりまして、これをまずスタートしていきます。

これを目にした方々から、ここにはないものでご自身が活動しているものがあつたりとか記録があつたりすれば、いろんなお声を寄せていただけるかなというところを期待しておりまして、毎年毎年この歴史的風致を増やしていけたらなと思っております。

目的としては、計画を策定することだけではなくて、その後、ハード・ソフトの施策も充実させながら、区民の皆様が区内に魅力を感じていただけてめぐっていただく。

また、区の外からいろいろな方にも来ていただきたい。そういったことで、にぎわいのあるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

野原会長 これですべてということでしょうか。では、報告3ということでもございました。

ちなみに一応、資料3の頭のスケジュールのほうもちょっとご説明いただければいいのかなと思います。何かパブリックコメントとかも済んでいるんですけど。

深川幹事 パブリックコメントは1月5日にもう済ませてございまして、この後は年度末の国への認定申請。無事認定されれば4月から6月というのは、国の都合で認定式が決まるのですけれども、そこで認定証を授与するという、そういった流れになってございます。

野原会長 ということですので、ほぼ決まっているという気もしますが、一応こういう形で進んでいるということでご報告をいただきました。

こちらに関してご意見やご質問等はございますでしょうか。

有賀委員。

有賀委員 有賀です。意見というかコメントなのですが、よろしいでしょうか。

野原会長 お願いします。

有賀委員 どうも、大変いい取組だと思います。ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、歴まちの計画認定を受けて、いわゆる十年一日ということで、ローリング事業として国からもいろんな支援を得られると思うのですね。

基本的には、毎年毎年の事業の進捗というのは恐らく大田区さんのほうでも、歴まちの法定協議会をつくられると思うので、そこで庁内各課関連する所管の事業に横串を刺すようにやっぱり総合調整していく、あるいは進捗確認していくという体制づくりが必要だとは思っています。

歴まち法定協議会が非常に重要な役割を果たすと思うのですが、景観の取組というふうなその接点からちょっとコメント申し上げると、今日の資料のPDFでいうと3枚目になるのですが、ページ番号でいうと2枚目、今、ちょうど画面の左側に維持向上すべき歴史的風致の位置というふうに書かれていますよね。

これと、いわゆる景観計画の重点地区が特に重なってくる場所については、やっぱり景観のほうでも歴史的風致形成建造物、今、お寺、参門ですとかお寺の本堂のようなものが候補になっていると思うのですが。

そういう歴史的風致形成建造物と一体になる市街地の風致を10年かけて、あるいはもし計画が継続認定されればその先また10年。

ただ、少し中期的なタイムスパンで、市街地側の修景というか、風致をよくしていくということが、景観との接点という意味では非常に大きな役割になってくると思うのですね。

だから特にその重点地区と重なっているところ、いわゆる図に表されているものの範囲で重なっているところ、あるいは重点地区以外の一般的な市街地で連続するとか、あるいは一体的に見られるというところ。

そういうところのいわゆる、例えば道路からの沿道の町並みの修景だとか、一部電線の地下埋設事業なんていうのはこの計画にも入っていたのを見ましたけども。

そういう大がかりな公共側のインフラの整備はもとより、沿道の例えば民間所有の建物の所有者さんに対するいわゆる修景上の支援ですよね。

例えば塀を直すとか、あるいは商店であれば看板を直すとか、あるいは照明を変えるとかいろんなことが、いわゆる歴史的な風致、町並みの修景ということはできると思うのですが。

そういうものをいわゆる支援するような手法、例えば景観計画の中で地区指定をして、その地区指定の中で所有者が申請すれば、例えば修景補助で幾ら幾ら支援するというような予算も合わせてセットにしてそういう手法をつくるとか、そのための申請の手続の仕方をつくるとか。

いわゆる景観側でこの歴まち事業を単に支援というか、一体になって景観をよくしていく、修景することはいっぱい可能性があるので、そこら辺をぜひ、歴まちの計画が国に認定されるということもよいことなので。

歴まち事業と両輪をなすように、景観修景整備のほうもぜひ進められるようにしていくといいなと思いますし、そういうことがちょうど景観計画の今改定のタイミングでもあるので、併せて図られるといいのではないかなというふうに思いました。

ぜひお考えいただきたいと思います。以上です。

野原会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。

深川幹事 都市計画課長の深川です。

ご意見、ありがとうございます。私も今おっしゃっていただいたことが、これから計画策定後、どう町を動かしていくかというところで重要だと考えています。

その中で、池上地区が今、重点地区の候補となっておりまして、池上のまちづくり協議会、こちらがございまして、杉山委員も関わられていますけれども、カラーコードとか地域でつくったりしておりますので。

そういった観点からも景観のことからどうできるのかとか、駅前自体はすごく親和性がある計画だと私も思っておりますので、そういったところを今後、具体的な動きに向けて準備のほうはもう始めておりますので、またタイミングを見て、適宜この場でも報告させていただけたらと思います。

今後よろしく願います。

野原会長 よろしいでしょうか、有賀先生。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、中村委員、よろしく願います。

中村委員 中村です。ありがとうございます。

歴史的風致対象物で、これって私から見ると、どちらかという文化振興的な要素が強いような感じがするのですけれども。

都市計画のまちづくりの中で位置づけられているというのは、そ

の一環として維持管理というのではないのですが、その辺も含め進めるといふ要素が強いということですか。

深川幹事 都市計画課長の深川です。

ちょっとここで挙げているものというのは、実は国のガイドラインで決まっています、意外と幅がない一方で、ただ、ものとしては50年以上という縛りがある中で挙げているものなのですが、これ以外にも本当に様々なものがございますし、今おっしゃられるように違う観点のものもたくさんあるので、そういったものは1章に戻っていただいて、すみません、分厚い、ぜひQRコード、後ほど見ていただきたいのですけれども。

そこには、国が歴史的風致には認めないのですけれども、地域の方や私たちから見ても重要なものや場所、こういったものを入れて、今後、それらを歴史的風致に上げて、それを維持向上という、まさにこの言葉のとおりなのですけれども、ブラッシュアップしたりですとか、観光の資源にしたりとか、そういう活用のことを考えております。

中村委員 分かりました。

景観のほうでも重点的なものに指定されているものもありますし、あとこちらにも文化財として指定されているものもあり、また新たに歴史的というと、ちょっと私の目から見ていろいろ指定されて新たな保護とか取組とかというのは分かるのですが、どれがどれだか非常に分かりづらいというところがあって。

保護に指定してうまく資源として活用していきましょうという取組自体はいいと思うのですが、そこがなかなか分かりづらいなというところが率直な印象です。

野原会長 ちょっと解説というか補足しますと、これは制度が複雑というか仕組みのほうで複雑で。

普通は文化財とかそういう歴史的な建物とかの保全とかを担うのはやっぱり大田区さんでいうと、教育委員会さんと文化財行政という文化財自身をどうするかというのをやっているところがやられるのが普通なのですけど。

この歴史的風致維持向上計画、通称、長過ぎるので略して歴まち

法とか歴まち計画とか、歴史まちづくり計画とかと呼ぶのですが、これは文化財そのものを保全するというよりは、文化財がある周りを含めた環境というのですかね、そういったものを大事にしていきましょうという計画になっているので。

それで直轄が都市計画課さんだったりするという、そういう計画になっているのです。ちょっと複雑な感じになっていまして。

でも、もちろんその中でも文化財そのものも大事だから文化財もちゃんと大事にするし、その周りで、例えばちょっと何かそれこそ景観的にもうすごい大事な建物の隣に何かひどいのがあったときに、ひどいというとあれですが。

ちょっと調和が保たれていないような案件があったときに、これを何かお金とか整備とかいろいろ考えながら直していったほうがいいよねとかというと、この歴まち計画でいろいろ位置づけることで、少し支援があったり、なかったりとか。

そういうことが考えられるための計画ということにちょっとなっているのです、そういう意味でちょっとワイドというか広いというのですかね。

歴史的な建物だけじゃなくて、その歴史的な建物と一緒にある周りをよくしていくために考えましょうみたいな、そういう計画になっているもので、扱われているものが広いというのですかね。いろんなものがちょっと入っているというそういう計画なのかなと思います。いいですかね。

中 村 委 員 分かりました。中村です。ありがとうございます。

今の会長のご説明はすごく分かりやすく、パブコメ、年末から年始にかけてやっていたのは知っていたのですが、それは景観計画と間接的にというか、そこまで関係しているものだというのかなかそこまで存じ上げなかったのが、今のご説明でよく分かりました。

協議対象じゃなくて報告ですということなので、ちょっと率直な印象だけお伝えしました。

以上です。

深 川 幹 事 ありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

じゃあ、小谷木委員、よろしくお願いします。

小谷木委員 小谷木です。この計画自体、区民としてもわくわくするようないい計画だと思って、ありがとうございます。

その観点で、何で都市再生特措法における滞在快適性向上区域を選択しなかったのかなというご質問をさせていただきたくて、基本理念とか見ますと割とウォーカブルなまちという部分で、ウォーカブルという部分に軸足が置かれているのかなと思いました。

そういった目的を照らし合わせますと、もちろん文化財の保護も副次的に一緒にやるというメリットがあるのは承知しつつ、ウォーカブルというものを考えたときに一丁目一番地に上がるのは、都市再生特措法のまちなかウォーカブル区域なのかなと思っていました。

それではなくあえて、ある意味、先ほどおっしゃっていましたが、国による制約が厳しいといえますか、ある程度国によって路線みたいなものが敷かれている歴まちの計画にしたのかなというのが気になりました。

それとも単に計画の整合性という観点でウォーカブルという単語を入れた感じなのか、その何か経緯について歴史的風致維持向上計画にした経緯についてちょっと軽くご説明いただきたいです。

深川幹事 都市計画課長の深川です。

都市再生特別措置法とかそういったものの対象についてはハード整備がメインだと考えておりまして、そちらについては個別の各駅前ですとか、そういったところのランドデザインなどで計画を立てて、そちらの整備のほうは着々と進んでおります。

それはそれとして取り組みながら、今度は違う観点でこの歴史的風致維持向上計画、大変魅力的なものですので、そういったところで、大田区内にはこの7個以外にも、先ほどから繰り返し言っていますけれども、魅力的なものいっぱいあるのですけれども、今回その掘り起こしが大分できたかなと思っています。

そうすることで、これまで大田区で地域の方が思いを持っているものや、郷土博物館の学芸員さんが丹念に調べたものが一つ一つは表には出ているのですけれども、全体としてしっかり見えるようにして、それをつないで。

ここでウォーカブルと書いているのは、そういったものに興味を持っていただいた方が大田区内を散策したくなる。今、区内に住んでいる方も家の周り以外で知らなかったこともきっといっぱいあると思いますので、そういったところをめぐっていただきたい。

そういった意味でのウォーカブルと書いていますので、どちらかを否定するとか肯定するとかというよりは、違った角度からのまちづくりというふうに捉えております。

小谷木委員 ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

じゃあ、二井委員。二井委員の後、順番にお願いします。

二井委員 二井です。ありがとうございました。

これからいろいろ追加されていくということもあるということで期待をぜひしたいなと思っているのですが、例えば先ほど有賀先生のおっしゃった景観計画との連携というのはすごく重要だと思っています。

例えば池上のところで今動かしている中で、呑川というのは東京都の管理ではありますが、あれも非常に重要なものなのだけれども、現実的には非常に素っ気ない三面張りのものになっていて、話によっては、あれをさらにかさ上げしなければいけないというような話も出ているのかなと思いますので。

そういう直接管理していないものであっても、やっぱりあのエリアが向上していくときに、そこで東京都に例えば働きかけをして一緒にそこをつくっていくみたいな、そういうことができたらいいなとも思っているのですが、何かそういう構想自体はおありだったりするのですか。

そういう関係機関との調整をしながら事業を進めていくということも視野に入れておられるのかどうか、ちょっとお伺いしようかなと思っています。

深川幹事 ありがとうございます。

今具体的な事業はまだ選定はできていないのですが、計画策定前の段階から東京都のほうとは連携をしながら、東京都も景観の部署と都市整備のほうと両方あるのですが、そちらの課長と

も連携をしながらやっています。

今回、策定に向けた協議会の中にも、東京都の職員にもオブザーバーという形ですけれども参加していただきながら、常に情報を連携しながら動いていますので。

今後、呑川とは限らないのですけれども、何かできるものがあれば、しっかりと連携してやっていきたいと考えています。

二 井 委 員 分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

特に大田区は景観公共重要施設に指定しているものが結構多くて、呑川も指定されていますので、そういう意味では、連携することで交渉は非常にしやすくなるのかなというふうには思いますので、よろしくをお願いします。

野 原 会 長 ありがとうございます。

じゃあ、柳沢委員、よろしくをお願いします。

柳 沢 委 員 柳沢です。

私は工業会のほうから来ているので、ぜひお願いなのですが、大田区は産業のまちと言われているので、ぜひ工業のほうの歴史とか遺産的なものですか、そういうのも仲間に入れていただいて。

区民の方、あと外部から来た方からも大田区の町工場ですとか産業の歴史だとか、そういうのが分かるようなところも追加していただけると非常に助かるなと思いました。よろしくをお願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

実は工業の話も今回議論をしまして、今回、この1年間で計画を策定して都内初を目指していましたので、実は正直調べ切れていないとか、マンパワーが足りていないところがあります。

なので、今後そういった工業の部分をぜひ入れさせていただきたいと思いますので、また相談することもあるのでお力添えいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

柳 沢 委 員 よろしくをお願いします。

野 原 会 長 ありがとうございます。

私もものづくりも含めたいろんな歴史がこれ以外にもたくさんあると思いますので、また掘り起こしていただいてアップデートをしていただけるというお話でもあったので、入れていただきたいと思います。

います。

制度の性格上、文化財と言われる文化財保護法という法律に基づいてつくられているものがあつたその周りを何かやりましょうみたいなところがあるので。

なかなかまだものづくりの文化財は結構限られているというか、そういうところもあってまだ入っていないのかもしれないんですけど。

また年月がたつていきますと状況も変わってくると思いますので、ぜひその辺も含めて広い歴史的風致をいろいろ検討いただきたいと思います。

じゃあ、濱福委員、よろしくお願いします。

濱 福 委 員 濱福ですが、この議題にはないのですが、前回まで稲荷橋の色合いを話されていましたよね。結果的にはどうなったのでしょうか。

まずそれを聞きたいことと、もう一つは先ほど言われたように、10年以上前からこの審議会はずっとやってきたと、数字で表せるだけじゃなくて、物件としてこういうことができましたよというものは少ししてもらえるとちょっと身近に感じるのですが、すみません。

野 原 会 長 よろしいですか。簡単に前回の報告を。

事 務 局 ご意見をありがとうございます。

前回の景観審議会で報告させていただきました稲荷橋につきましては景観審議会の中でいろいろとご意見いただきまして、所管部である都市基盤整備部のほうでいただいた意見を基に、もともと考えていた内容から変更、調整をしているということを知っております。報告が遅くなって申し訳ございませんが、皆様方のご意見を参考に進めているということで聞いております。

以上になります。

野 原 会 長 まだ施工していないとか、検討中だということですね。

事 務 局 そうです。まだ検討中で、工事については来年度以降ということで聞いております。

野 原 会 長 というスケジュールだそうでございます。今後の成果については、またぜひ具体的なところもまたうまくお示しできるような工夫とい

うのができるといいのかなと思います。

ありがとうございます。

では、そろそろお時間が近いのでちょっとまとめさせていただきたいのですが。

ちょっと私のほうからのコメントとして、先ほど小谷木委員からご意見がありましたとおり、確かに基本理念、歴まち法でウォーカブルなまちを目指してなかなかアグレッシブというか、新しいものでもあるとは思いますが。

だからこそ本体といいますか、都市計画そのものとかまちづくりのほうでもちゃんとウォーカブルを推進しないと、歴史の建物だけでウォーカブルってできないと思いますので。

やっぱりその辺りをフィードバックされて都市マスも含めた全体でこういうことをどう考えていくかということに戻ってくるのではないかと、そういうご指摘でもあったと思いますので。

その辺りも考えていただきたいのと、だとすればいろんな歴史的風致の中でもうちょっと道路・街路とか、例えば無電柱化のところが書いてあるのですが、もう少し街路の高質化していくに当たって、こういうのをうまく使って、池上通りだったりとか本門寺に向かう道だったり、いろんなところでこういうのを活用しながら、街路の話とかも一緒にやっていけると思うのですね。

そうすると、景観の話も非常にリンクしてくる立体的な計画になっていくと思いますので、まさにウォーカブルをここに理念として打ち出すのであれば、中身もそういうことも一緒に考えた、やっぱり事業計画というのが考えられていいのかなというのがコメントでして。

もう一個、ちょっと1点だけ簡単に質問させていただきたいのですが、7番に歴史的風致形成建造物というのがありまして、ここに挙げられているのは全部文化財なので。

文化財は、先ほども申し上げたとおり、文化財保護法上、文化財としてもう既にある種守られていると思うのですが、こここそ4番に景観法に基づく景観重要建造物と書いてありまして、実際に見ると1件もないのですね、今、景観重要建造物は。従って、まさ

に景観と連携して、文化財じゃないけど、こういうふうには景観や歴史的風致の中で保全、活用していきたい物件に関して、ここでいろんなサポートすることができるのではないかと思いますので。

そういうところがまさにこの景観審議会においてこの話で議論する内容にも関連してくるのかなと思うのですが、何かこの辺のご予定とかお考えしていることとかがあるのかなのかだけ、ちょっと1点教えてください。

深川幹事 この歴史的風致形成建造物ですけれども、やはり要件が非常に厳しくて、また指定することでの制約というのもあるので、現時点では候補がないというそういう状況になっております。

公共のものは割とこちらのほうでもコントロールできますので、今挙げておりますけれども、民間の建築物は今そういう状況ですね。

またさっきいろんな池上通りのお話とかいただきましたけれども、やはり歴史的風致に指定するに当たっては、活動を証明するのが非常に難しくて。

50年ですので、50年以上前の文献や写真や新聞記事、また記録と一緒に国のほうへ提出しなきゃいけないので、そういうところでこれまでも苦労して、何とか7個見つけたという状況です。

ですが、今後も増やしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 ちょっとご予定がないということだと思いますけれど、ぜひ、いやむしろ今回も景観計画は見直しする機会でもありますので、景観重要建造物は1個もないのですね。全然、指定されていないということもあって。

もちろん実際にサポートされる側の方のご要望とかもありますから、簡単にマル・バツじゃないのですが、検討はしてもいいのかなというふうにちょっと思いますし、そういうところもぜひご検討いただければと思います。大体、文化財系の要件は50年なのですが、50年って実は1976年とかになって、結構最近にだんだんできていたりしまして、50年前が。

そういうこともありますので、50年前が最近になることはないのですが、でも高度経済成長期ぐらいがもう既に50年のリンクに入

ってくる時代になってきていますので。

いろいろなものを幅広く捉えられる時期にだんだん近づいてきていますので、そういうことも含めて、今後まさにアップデートされる中で、いろいろご検討されればよいと思いますし、景観もそれを受けてできることがあったら一緒にできるといいのかなと思いました。

じゃあ、ちょっと短めに。すみません、時間もちょっと迫っておりますので。

杉山委員 短めにします。

先ほどウォーカブルというような質問もございましたけれども、歴まちのほうは、50年以上というのは大変だというのは非常によく理解できましたけど、大田区さんの商店街さんなどを中心にというか、歩くウォーキングマップみたいなのを割と商店街を中心に作っていましたよね。周辺としてやっぱり商店街の皆さんとも協力して、こういったどこどこを歩けるよみたいな。だからそういう意味で、私はウォーカブルと書いてあるのはちょっとラッキーというふうに思っているのですけど。

その工夫を別にウォーキングマップみたいなのを作るのは別に国のあれなんかとも関係ないですから、そういった取組を区内で一緒にやるみたいなこともちょっと取り組まれたらいいかなと。

そうすると、それでさっきのいろいろな景観賞なんかも写真があるだけでもみんな盛り上がったりするわけですから、これまでで例えば銭湯なんかも通っていますよね。

そういったようなものも写真を改めてこれまでの授賞というか、景観の取り上げたのはこうだったよみたいなものも含めて、そういうふうにちょっと総合的にやっていただくと、より大田区さんのにぎわいの証というか、盛り上がりができるかなと期待するのでお願いしたいという内容でございます。

杉山でした。

深川幹事 都市計画課長の深川です。

今いただいたお話、私は最初からすごく大事だと思っていて、今日、私、50年、50年と繰り返していますが、この計画書の中で国のほうはやっぱり50年というところに非常にこだわるのですけれども、

それ以外に今おっしゃられた活動もそうですし。

面白いこと、大事なもの、今30年、40年ですけど、この計画が10年たったときには50年になるものもいっぱいあるので、1章の5というところに、まだ一覧表みたいな形ではあるのですけれども、そこに全部取り込んでいくことを今準備しています。

ここは、実は長くなるのですけども、この計画をつくるに当たって、章立てまで全部国のほうで細かく決まっていて、記載内容まで定められているのですけども。

これを何とか粘り強く交渉して、ここにはない大田区が入りたいものを何でも入れられる場所を何とか獲得しました。そこには石碑ですとか、あと景観計画で掲げている坂、そういったものも全部入れさせてもらってやっていきたいと思っています。

小さい項目ですけども、それをぜひ皆さんに見ていただいて、意見がこの後来ることを期待して、今、杉山委員がおっしゃられたような、そんなまちづくりにつなげられたらなと思っています。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

ということで、今回はこういう形でいきますけど、まさに繰り返しですけど、成長する歴史まち計画になっているということではあると思いますので、引き続きいろんなご意見をいただいて、次の機会にまたいろいろ反映していただければいいのかなと思います。

では、よろしいですかね。恐れ入りますが、一応これで報告3につきましては以上ということにはさせていただきたいと思います。

一応、これで次第にある報告事項は全て終了ということにさせていただきたいというふうに思います。

では、3番、事務連絡というのは後でいいですかね。一応、これで先に締めてしまってよろしいですかね。

では一応、第21回大田区景観審議会としては終了ということにさせていただきたいと思います。本日は長い時間、忌憚のないご意見をどうもありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思います。

西山幹事 委員の皆様、ご審議のほど、どうもありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。

今年度の景観審議会は本日で最後となっております。

次回の景観審議会におきましては、令和8年度に入ってから開催を予定してございます。日時、場所等の詳細につきましては、また別途ご案内をお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日お車でいらっしゃる方は駐車券等をご用意しておりますので、後ほど事務局のほうまでお申出いただければと思います。

事務局からの事務連絡等は以上でございます。

この際、このタイミングで委員の皆様から何か最後でございますか。

(なし)

西山幹事 ありがとうございます。

それでは、これもちまして会議のほうを終了とさせていただきますと思います。本日は誠にありがとうございました。

午前11時41分閉会